

中国特許審査指南改正草案第二回意見募集稿目次(2020年11月10日)

参照サイト:https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

専利審査指南改正草案(第2回請求意見稿)除第二部第10章
一. 初級審査部分内容(第一部第一章から第三章) <ul style="list-style-type: none"> (1)出願書類の変更差替頁数(第一部第一章第3.4節) (2)発明の名称の文字数(第一部第一章第4.1.1節) (3)発明者の資格及び発明者の記載順(第一部第一章第4.1.2節) (4)出願人資格審査(第一部第一章第4.1.3.1節、第4.1.3.2節) (5)代表者(第一部第一章第4.1.5節) (6)出願人の住所記載(第一部第一章第4.1.7節) (7)電子出願の序列表の提出方式(第一部第一章第4.2節) (8)分割出願の確認及び提出時期(第一部第一章第5.1.1節) (9)委任(第一部第一章第6.1.1節) (10)委任状関連規定(第一部第一章第6.1.2節) (11)本国優先権の対外譲渡(第一部第一章第6.2.2.4節) (12)他人が出願人の同意を得ずに内容を漏洩した場合の新規性喪失猶予期間(第一部第一章第6.3.3節) (13)書誌的事項変更の追加提出方式(第一部第一章第6.7.1.1節) (14)書誌的事項変更の手数料(第一部第一章第6.7.1.2節、第6.7.1.3節) (15)書誌的事項変更手続きを行う者(第一部第一章第6.7.1.4節) (16)変更証明書類の簡略化(第一部第一章第6.7.2.1節) (17)発明者の変更をさらに規範化(第一部第一章第6.7.2.3節) (18)実用新案部分の主な改正内容(「指南」第一部第二章) <ul style="list-style-type: none"> 1.書類提出要求の簡略化、柔軟な提出方式(第一部第二章第3.4節、第7.5節) 2.適用する文章の調整(第一部第二章第3.2節、第7.3節、第7.5節、第11節) (19)意匠部分の主な改正内容(「指南」第一部第三章) <ul style="list-style-type: none"> 1.意匠特許出願の製品名称(第一部第三章第4.1.1節) 2.意匠登録出願で製品立体図提出要件(第一部第三章第4.2節、第4.2.4節、第4.3節) 3.意匠特許出願で部品製品の簡単な説明(第一部第三章第4.3節) 4.意匠特許出願で第5条第1項の法律違反の審査(第一部第三章第6.1.1節) 5.意匠特許出願で第5条第1項の公序良俗違反の審査(第一部第三章第6.1.2節) 6.意匠特許出願で第5条第1項の公共の利益を害する審査(第一部第三章第6.1.3節) 7.意匠特許権を付与しない状況の削除(第一部第三章第7.4節) 8.意匠特許出願での全体意匠での製品保護を追加(第一部第三章第4.2.1節、第9節)
二. 実体质審査部の共通章の主な内容(第二部第一章から第八章) <ul style="list-style-type: none"> (1)法律に違反する発明創造(第二部第一章第3.1.1節) (2)公序良俗に違反する発明創造(第二部第一章第3.1.2節)

(3)疾病の診断と治療方法(第二部第一章第4.3.1.1節、第4.3.1.2節)

(4)外国特許文献の引用期間(第二部第二章2.2.3節)

(5)明細書依拠(第二部第二章第3.2.1節)

(6)新規性審査(第二部第三章第2.1.2.1節、第2.1.2.2節、第5節)

1.インターネット公開の定義や公開日の確定など(第2.1.2.1節)

2.「入札応札」は公開使用を構成(2.2.5.2.2節)

3.特許法第24条の新規性グレース期間(第5節)

(7)進歩性審査(第二部第四章第3.1節、第3.2.1.1節)

1.独立請求項と従属請求項の進歩性判断との関係(第3.1節)

2.最も近い従来技術を選択する際の優先考慮要素(第3.2.1.1節(1))

3.「再確認された技術的課題」の特殊な情況を追加(第3.2.1.1節(2))

4.補足的公知常識の証拠の種類(第3.2.1.1節(3))

(8)検索報告書に記入の文献の種類(第二部第七章第12節)

(9)单一性欠如出願の処理(第二部第八章第4.4節)

(10)電子承認システム関連(第二部第八章第3.2.4節、第3.2.5節、第3.3節、4.10.2.3節、第4.10.4節、第4.12.1節、第4.12.3節、第4.13節、第5.1.2節、第5.2.4.1節、第5.2.4.2節、第6.2.2節、第7.1節、第7.2節、第7.3節と第8.2節)

三. コンピュータプログラムに関する特許出願審査部の主な内容(「指南」第二部第九章)

(1)コンピュータプログラム特許出願の客体の審査基準と調整、関連審査事例(第二部第九章第2節、第3節と第6節)

1.客体の審査基準(第2節、第6.1.2節)

2.関連審査事例(第3節、第6.2節)

(2)コンピュータプログラム製品の保護(第二部第九章第5.2節)

(3)コンピュータプログラム発明特許出願の進歩性審査(第二部第九章第6.1.3節と第6.2節)

1.アルゴリズムがコンピュータの内部性能を改善する場合、技術方案に対するアルゴリズムの特徴の寄与を考慮しなければならないこと(第6.1.3節)

2.アルゴリズム自体の進歩性審査事例(第6.2節)

3.技術的特徴に基づくユーザー体験向上の効果をさらに明確化し、進歩性審査で考慮しなければならないこと(第6.1.3節)

4.【例9】物流配送方法の分析と結論(第6.2節)

四. 漢方薬分野の特許出願審査の主な内容(新設、「指南」第二部第十一章)

(1)引用(第二部第十一章第一節)

(2)漢方薬発明特許保護の客体(第二部第十一章第二節)

(3)明細書とクレーム(第二部第十一章第三節)

(4)新規性(第二部第十一章第四節)

(5)進歩性(第二部第十一章第五節)

(6)実用性(第二部第十一章第六節)

五. 国内段階に入る国際出願の初步審査と事務処理部の主な改正内容(「指南」第三部第一章)

(1)明細書とクレームの翻訳文(第三部第一章第3.2.1節)

- (2)先の出願書類の副本の提出(第三部第一章第5.2.2節)
- (3)援用追加(第三部第一章第5.3節)
- (4)翻訳文の錯誤費用とその他の特殊な費用(第三部第一章第5.8節、第7.3節)
- (5)国内段階の書誌的事項の変更(第三部第一章第5.10.2節)
- (6)納付の特別規定(第三部第一章第7.2.3節)

六. 不服審判、無効部分の主な改正内容(「指南」第四部)

- (1)審査決定の構成内容(第四部第一章第6.2節)
 - 1.不服審判、無効決定事件の作成要件(第6.2節(4))
 - 2.意匠審査決定の決定理由(第6.2節(5))
- (2)無効事件の審査方法の関連内容(第四部第三章第4.4節、第4.4.4節)
- (3)無効手順中の転送書類、無効宣言請求審査通知書の回答期限(第四部第三章第4.4.1節、第4.4.3節)
- (4)口頭審理の確定に関連する内容(第四部第四章第2節)
 - 1.口頭審理の具体的方式(第2節)
 - 2.無効事件当事者の口頭審理請求時の合議体の処理方式(第2節)
 - 3.審判、無効事件当事者の口頭審理請求理由部分の表現(第2節)
- (5)意匠審査関連内容(第四部第五章第5.1.2節、第5.2.4節、第6節)
 - 1.意匠の実質的同一の関連規定(第5.1.2節(1))
 - 2.全体観察、総合判断の規定(第5.2.4節)
 - 3.特許法第23条第2項の単独対比の情況(第6節)
 - 4.意匠の組合せ対比時の従来意匠の特徴の組合せの規定の追加(第6節)
- (6)適用する文章の調整(第四部第三章第5節)

七. 特許出願及び事務処理部分の主な改正内容(「指南」第五部分)

- (1)特許出願手続き形態の電子方式の追加(第五部第一章第2節、第2.1節、第2.2節、第2.3節)
- (2)証明書の要件の最適化(第五部第一章第6節)
- (3)登録手数料(第五部第二章第1節;第五部第八章第1.2.1.2節、第1.2.2.1節、第1.2.3.1節、第五部第九章第1.1.3節)
- (4)統一費用の減納関連(第五部第二章第3節、第3.1節、第3.2節、第4.2.1.3節)
- (5)払戻し状況追加(第五部第二章第4.2.1節、第4.2.1.1節)
- (6)通知書に特許費用情報の錯誤がある場合の処理追加(第五部第二章第4.2.4.3節)
- (7)不受理の場合の特許代理機構委任(第五部第三章第2.2節)
- (8)電子と紙出願の受理関連手続き(第五部第三章第2.3.1節、第2.3.2.2節、第2.3.3節、第3.2節、第4節、第5節、第6節)
- (9)秘密保持請求証明書(第五部第五章第3.1.1節)
- (10)国防専利局名称変更(第五部第五章第3.1.2節、第3.2節、第4節)
- (11)機密解除後の国防特許の受理と処理(第五部第五章第5.4節追加)
- (12)通知書名称及び署名捺印(第五部第六章第1.1節、第1.2節)
- (13)郵送照会時効(第五部第六章第3.2節)
- (14)権利回復(第五部第七章第6.2節)

- (15)審査延期(第五部第七章第8.3節)
- (16)特許公報と分冊出版(第五部第八章第1.1節、第2節)
- (17)特許権質権設定登録公告内容(第五部第八章第1.3.2.7節)
- (18)証明書頒布方式の追加(第五部第九章第1.1.4節)
- (19)特許証書改訂版(第五部第九章第1.2.1節)
- (20)特許証書の交換及び錯誤訂正(第五部第九章第1.2.3節、第1.2.4節)
- (21)終了期限監視(第五部第九章第2.2.2節)
- (22)電子出願利用者登録(第五部第一章第9節、第9.1節、第9.2節追加)
- (23)電子出願利用者情報変更(第五部第一章第9.3節、第9.4節追加)